長 野 県 環 境 審 議 会 議 事 録

日 時 平成28年11月14日(月) 午後1時30分~3時30分 場 所 長野県庁西庁舎301号会議室

司会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の 司会を務めます、環境政策課企画幹の加藤浩でございます。 よろしくお願いいたします。

始めに、先の人事異動で、特別委員に新たに国土交通省中部地方整備局企画部長の岡村次郎様がご就任されましたので、ご紹介申し上げます。なお、本日は環境調整官の山田浩様が代理で御出席でございます。

本日、都合によりまして、織英子委員、西澤孝枝委員、野口暢子委員、羽田健一郎委員及び柳平千代一委員の5名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

これによりまして、本日の審議会でございますが、委員数 18名に対しまして、出席者13名で過半数のご出席となります ので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、 会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

委員の皆さまには、事前に資料1から3をお送りしてございますが、次第、資料1-2の1~2ページ目、資料3-1につきまして、それぞれ修正版を配付しております。また、資料3-4を追加で配付しておりますので、ご確認をお願いします。

それから、お茶をお配りしておりますので、お召し上がりいただきたいと思いますが、こちらにつきましては資料をお配りしておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

それでは、これから審議に移りたいと思います。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「水資源保全地域の指定について」の諮問1件と、「希少野生動植物保護回復事業計画(ゴマシジミ)の策定について」の中間報告及び「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ツキノワグマ保護管理)の策定について」の中間報告でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の 規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長 に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いい たします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、林和弘委員と福江佑子委員にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

始めに、長野県知事から本審議会に対し諮問がございます。

関環境部長

長野県知事から長野県環境審議会に対しまして、これから申し上げます1件について諮問いたします。

「水資源保全地域の指定について」

以上です。よろしくご審議をいただき、ご意見をいただきます ようお願いいたします。

平林議長

お手元にお配りしましたものが、諮問文の写しでございますの で、ご確認いただきたいと思います。なお、関環境部長におかれ ましては、所用により退席いたします。

それでは議事に入ります。

まず、審議事項アの「水資源保全地域の指定について」でございます。本件は「長野県豊かな水資源の保全に関する条例第9条第3項の規定に基づき、県が指定を行うに当たり、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

中山水大気 環境課長

まず条例の概要についてご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

この条例は目的不明な土地取引により、水資源への影響が 懸念されることなどを契機として、水資源の重要性に対する 意識の高まりを背景に、本県の豊かな水資源を保全するため 平成25年3月に制定したものです。

1 (1)の水資源保全地域の指定についてですが、知事は、 水源地域のうち、その土地の所有や利用の状況等を勘案して、 水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源 保全地域」として指定ができるというものです。

- (2)の区域設定の考え方ですが、地表水については取水地点及び集水区域の全部を基本とします。また地下水については、取水地点における影響範囲の全部を基本とします。ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から概ね1キロメートルとしてもよいこととしております。
- (3)の水資源保全地域における土地取引等の事前届出制 については、地域指定されますと、その区域内の土地取引に ついて事前の届出が必要となります。

2ページの図をご覧ください。水資源保全地域内で土地の 売買契約等をされる場合には、①のとおり、その3か月前ま でに県に届出をしていただきます。県はその情報を、②のと おり市町村の意見を伺います。それと同時に、③のとおり県 のホームページで公表するとともに、公衆縦覧します。その 内容や、利用目的等から水資源を保全するために必要と考え られる場合には、④以下のとおり助言や報告徴収、立入調査 等の措置ができることとなっております。

現在の水資源保全地域の指定状況ですが、佐久市、小海町、下諏訪町、駒ヶ根市、筑北村の5市町村、11地区14水源となっております。条例については以上です。

次に、資料1-2をご覧ください。

今回、水資源保全地域として指定をお願いするのは、1の基本情報に記載のとおり、佐久市の協和合の沢地域と春日湯沢地域の2地域で、10月25日付けで佐久市長から指定の申出があったものです。

なお、佐久市では、昨年12月、協和の一部で2地域を指定しており、今回はそれに引き続き指定の申し出があったものです。

2の指定申出の理由は記載のとおりです。

佐久市内には、常用の水道水源が45あり、内訳は表流水が4、湧水が16、地下水が25です。

佐久市では、保全が必要な水源について優先順位をつけて指定 を検討していくこととしており、地下水については、「佐久市地 下水保全条例」により、新規井戸の設置には許可或いは届出制を 課していることから、表流水、湧水を優先して指定を行う方針と しています。

今回の水源は湧水であり、区域設定の考え方は、取水地点及び 集水区域を全て設定するものです。

3の指定区域の概要ですが、まず、11 頁の佐久市指定地域位置 図をご覧ください。

場所は、佐久市の西部で蓼科山の裾野にあたり、旧望月町の協和地区及び春日地区になります。

4頁の地形図をご覧ください。合の沢第一水源は、八丁地川の 支川である唐沢の右岸に位置し、その指定区域を赤く囲っていま す。指定面積は40.44haです。

また、五斗水(湯沢)水源は鹿曲川の上流に位置し、地番の一部について指定区域とするもので、指定面積は7.33haです。指定区域については、地番及び水資源保全地域図で示すことになっており、赤く囲った区域が集水区域となっています。

なお、降水量は、図面上の望月高原牧場雨量観測所で測定して おり、年平均降水量は1,150mm前後です。

5頁の地質図をご覧ください。

協和合の沢地域は安山岩の協和牧場溶岩からなり、春日湯沢地域は、鹿曲川の河川堆積物、玄武岩及び安山岩などの春日火山岩類からなっています。

6頁の植生図をご覧ください。

協和合の沢地域は、カラマツ植林が大部分を占め、一部にハンノキ群落及びカスミザクラーコナラ群落からなり、春日湯沢地域は、カラマツ植林の植生となっています。

7頁の航空写真をご覧ください。赤で囲った地域が指定区域となります。全域が山林となっています。

8頁の保安林等指定状況図をご覧ください。協和合の沢地域全域は水源涵養保安林に指定されています。

1頁にお戻りください。

3の指定区域の概要の「地番・地目」は3頁の別紙のとおりです。協和合の沢地域は、全域が水源涵養保安林となっており、春日湯沢地域は、地番の一部を指定地域としており、全域が山林となっています。

4の水源の概要ですが、水源の種別はいずれも湧水で、佐久水 道企業団の上水道の水源の一つです。佐久水道企業団は、佐久市、 東御市、佐久穂町、御代田町の2市2町、計画給水人口12万6千 人程の広域水道事業体です。

取水量は、1日当たり合の沢第一水源で30 m³、五斗水(湯沢)水源で1,500m³となっています。佐久市協和及び春日の一部へ水道の給水を行っており、取水施設の位置、給水区域、給水人口、給水量等は記載のとおりです。

2頁をご覧ください。

5の検討状況等ですが、現地調査を10月11日に行い、水源や稜線の確認を行っています。

9頁の現地の写真をご覧ください。

合の沢第一水源の遠景、取水施設の写真です。撮影した場所は、 4頁の地形図で示した合の沢第一水源の取水地点を矢印で示した 方角から撮影したものです。水源地の下部に集水堰を設置し、地 下水をせき止め、集めた水を水源とし、写真2の取水施設の取水口付近の送水管で、合の沢地域内にある配水池へ送水し、配水しています。

また、10 頁は五斗水(湯沢)水源の遠景、取水施設の写真です。 撮影した場所は、4 頁の地形図で示した五斗水(湯沢)水源の取 水地点を矢印で示した方角から撮影したものです。合の沢第一水 源と同様、取水施設は、水源地の下部に集水堰を設置し、地下水 をせき止め、写真の建物内で集めた水を水源として配水していま す。

取水施設の写真6は、湧水がわき出ている様子を撮ったものです。

2頁にお戻りください。

関係機関への協議の状況ですが、林野庁中部森林管理局長、国 土交通省北陸地方整備局長あて、10 月 27 日に協議を行いました が、意見はありませんでした。

今回の指定に関する説明は以上です。

なお、今回の佐久市に係る水資源保全地域の区域設定は、資料 1-1の「長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指 針」の区域設定の考え方、及び裏面 2 (2)「地表水の場合」に「取 水地点及びその集水区域の全部を基本とする」とあり、これに該 当する事案です。同様の事例であった、平成 27 年度の下諏訪町、 駒ヶ根市及び佐久市については、審議会で諮問し、即日答申いた だいたところです。従いまして、今回も同様の指定案件となりま すので、専門委員会における審議を省略し、本日の審議をもって 答申をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたし ます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

小川委員

各市町村で水源に関する条例をいろいろ持っていると思うので すが、佐久市の場合、関連する条例はどんなものがありますか。

中山水大気 環境課長 佐久市につきましては、水資源の保全のために地下水保全条例を設けております。条例の中身についてでございますが、井戸を設置する場合に1日当たりの取水量が10㎡未満の場合につきましては届出制となっています。10㎡から500㎡未満の場合は許可制となっています。1日500㎡以上につきましては、基本的には許可しないという形になろうかと思いますが、地域経済の振興に寄与、あるいは地下水保全のための活動計画が適正との条件を満たした場合に限り許可するという設定になっています

中山特別委 員

今回、先程ご説明のあった表流水についてですが、地下水のようにも思えますが、表流水と地下水の境目はどのように見たらいいのでしょうか。

中山水大気 環境課長

いわゆる湧水と言われるものにつきましては、主に集水域から 出てくるものが地表に出てきたんだろうということの想定の中 で、地表水と同じような扱いにさせてもらっています。また、地 下水につきましては、井戸を掘って汲み上げるというところにつ きましてその影響範囲が分からないということから、専門的見地 からご意見をいただこうとしているところです。

中山特別委 員

それなりに掘って汲み上げるというものが地下水なんですね。 分かりました。ありがとうございます。

平林議長

他にいかがでしょうか。今回の事例についても、今までこの審議会で議論してきましたように、「特に専門部会は設けない」ということかと思いますが、この点につきまして何かございましたらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この案件の取り扱いにつきましてお諮りしたいと思います。

本件につきましては、幹事からの説明がありましたように、昨年度、諮問即答申というかたちで行った、下諏訪町、駒ヶ根市、佐久市と同様に、当審議会が答申した基本指針どおりに指定する事案でありますので、この審議会において佐久市長の申出のとおり指定することが適当であると答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、そのように決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、審議事項イ「希少野生動植物保護回復事業計画(ゴマシジミ)の策定について」でございます。

本件は、指定希少野生動植物のうち、ゴマシジミについて、長野県希少野生動植物保護条例第31条第1項の規定による保護回復事業計画を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものであり、本年5月に諮問され、「希少野生動植物保護対策専門委員会」等において検討をいただいているものです。

それでは、専門委員会の中村委員長に検討状況についてご報告いただき、その後、幹事からの説明をお願いします。

それでは、中村委員長さんからのご報告をお願いいたします。

中村委員長

長野県希少野生動植物保護対策専門委員会の委員長をしております中村寛志です。ゴマシジミの保護回復事業計画の策定状況について、ご報告いたします。

保護回復事業計画策定種は13種あり、今年度はゴマシジミということで、その検討ですが、まず本審議会に5月に諮問され、6月に開催した第1回希少野生動植物保護対策専門委員会で課題を整理しました。この委員会に無脊椎動物の専門小委員会を設置し、8月に松本市奈川で開催しました。この小委員会には無脊椎動物の専門家、地元の関係者にお集まりいただきまして、ゴマシジミの生息状況や地元の取組など現状把握や生息地の現地調査を行いました。そして、10月に第2回希少野生動植物専門委員会を開催し、環境審議会での中間報告に向けて、保護回復事業計画(案)をとりまとめました。

6月の専門委員会では保護活動における企業の支援の受け入れ や生息地情報の開示、保護区設定などの意見がありました。ゴマ シジミを保護していくには地元の多くの方々の協力が必要です。 そのためには規制するだけではなく、多くの人にゴマシジミの希 少性を知っていただきながら地域内の協力で保全に取り組む体制 を構築する必要があると計画案の中に位置付けています。

10月に開催した第2回専門委員会では、より専門的な意見が出ました。ゴマシジミの幼虫は若い時はワレモコウの花を食べるが、大きくなるとアリの巣の中に運ばれて、アリの卵や幼虫を食べて生活するようになっています。この3者の関係を解明する必要があるという意見をいただきましたので、この点を計画案の中に位置付けています。さらに、ゴマシジミは日本国内で4亜種生息していますが、そのうち長野県には2亜種が生息しています。生息状況は亜種によって大きく異なりますので、現状の課題も亜種別に記載するようにしました。

これらの意見を踏まえまして、今回の保護回復事業計画では次 の3点を基本とした計画内容としました。

1点目ですが、現在長野県では3箇所しか生息地がありません。 本州亜種は長野市、松本市奈川の2箇所です。八方尾根・白山亜 種は、白馬村の国立公園特別地域の1箇所です。少ない生息地を 保全して、絶滅を回避することを計画内容としました。

2点目ですが、ゴマシジミの生態について、アリとの関係を含めて未解明の部分が相当あります。その内容の解明をする必要があります。解明をしていく中で、減少要因の具体的なものが明らかになって効果的な保護対策がわかっていくと考えております。昨日、平林議長の信州大学繊維学部で日本環境動物昆虫学会の全国大会がありました。その際、ゴマシジミが食べるシワクシケアリが1種類だけでなく、4種類もわかれるという講演もあり、研

究が進んでいるところです。

3点目ですが、保全をしていく上で重要である地域の人の協力による保全体制を確立するということで、本種が自然状態で安定的に存続できる状態にしていくことがこの事業計画の中の基本として作りました。

概要は以上ですが、詳細な内容は幹事から説明します。

平林議長

ありがとうございました。続いて幹事から説明をお願いします。

宮原自然保 護課長

ゴマシジミの保護回復事業計画(案)の前文の概要です。ゴマシジミには本州中部亜種と八方尾根・白山亜種の2亜種の生息が県内で確認されています。両亜種とも本年4月に希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物に指定しました。生息環境の悪化が進み、危機的な状況であることから両亜種を対象に保護回復事業計画を策定するものです。

ゴマシジミの概要についてですが、本種は草原的な環境に生息しまして、国内では北海道、本州、九州の一部に局所的に分布しております。県内では本州中部亜種が長野市と松本市、八方尾根・白山亜種が白馬村、それぞれごく限られた範囲で生息が確認されています。

ゴマシジミはその生活史に大きな特徴があります。成虫は年1回夏に発生し、ワレモコウ類の花穂に産卵します。幼虫は最初花穂を食べて成長しますが、その後ある程度成長しますとシワクシケアリの巣に運ばれ、そこでアリの卵や幼虫を食べて成長し、翌年夏に羽化するという特異な生活サイクルとなっています。

絶滅危惧の要因としては、開発や農業生産活動の変化に伴う草原環境の減少などが指摘されています。

県内の生息地の保全の取組についてです。まず、長野市の生息地は市の施設で管理者が看板を設置したり、草刈の方法を工夫するといった取組を独自に行っています。本年地元の住民自治協議会のまちづくり計画にゴマシジミの保護が位置づけられ、今後地域と連携し、保護活動を進めていくところです。

次に、松本市の生息地は旧奈川村です。農地の畔などに生息し、 平成25年に奈川のゴマシジミとし、市の特別天然記念物に指定されました。一部の農家がワレモコウの保護に取り組んでいましたが、今年度は小学校へワレモコウの移植が行われ、地元での保護活動が動き始めています。

最後に白馬村についてです。生息地は国立公園の特別地域内にあり、開発行為が規制され、パトロールも実施されています。特にゴマシジミを対象にした保護活動は実施されていない状況です。

亜種ごとの課題についてです。本州中部亜種は大きく3点にまとめています。1点目は、保全技術の確立です。ゴマシジミの生態は、アリとの関係も含めまだ不明な点が多くあり、解明が急がれます。また、ワレモコウの草地の管理手法の確立が課題として挙げられます。2点目は、生息環境の保全です。現在の生息地は、草刈りによって草原環境が維持されています。これを継続することで、局所的な生息から、周辺への拡大が課題として挙げられます。3点目は、地域における保全体制の確立です。現在は土地の所有者など一部関係者により支えられていますが、長期的な保全を目指すのであれば、地域内外の支援体制を確立する必要があると考えています。

八方尾根・白山亜種につきましては、国立公園の特別地域内の ため比較的安定した生息地であると考えていますが、ゴマシジミ の生息状況については、本州中部亜種と同様不明な点も多く、実 態解明が必要と考えています。

事業の目標は、県内の生息地での本種の絶滅を回避しつつ、本種が自然状態で安定的に生息できる状態を保つこと及びその保全体制を創出することです。

本州中部亜種の取り組むべき事項は大きく3区分で整理しています。1つめは、保全技術の確立であり、生態や生活史の解明や調査などです。2つめは、生息地保全のための規制措置と草原維持管理、拡大の取り組みです。3つめは、地域の保全体制の確立に向けた地域内外の支援体制の構築です。八方尾根・白山亜種については、引き続き監視活動を継続するとともに生息状況のモニタリングと生態の実態調査を実施することとしています。これら取組事項の実施主体については、今後関係者と調整したうえで本計画に追加していきたいと思います。

計画策定後のスケジュールとしましては、おおむね5年で本計画の評価検討をし、見直しを検討していきたいと考えています。

以上が保護回復事業計画案の概要となります。今後パブリック コメントを行い、再度専門委員会等でさらに検討し、3月の環境 審議会で最終的な案を図りたいと思っています。

平林議長

ありがとうございました。こちらは中間報告ですので、今説明された方針で、「回復事業計画を策定する」という案が出てきました。現時点で様々な意見を出していただければと思いますが、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言願います。

中山特別委 員

八方尾根・白山亜種について、県条例で指定希少野生動植物に 指定されているが、捕獲規制はありますか。

宮原自然保 護課長

捕獲に関しては、知事への届出制となります。生息に大きな影響があると判断すると、認めないという形になっています。

中山特別委 員

国立公園特別地域に生息地があると記載されているが、特別保護地区ではないということでよいでしょうか。

宮原自然保 護課長

特別保護地区と、第1種特別地域があります。

中山特別委 員

パトロールが実施されているとあるが、主体はどちらでしょうか。

宮原自然保 護課長

公園管理をされている方々や地元の方々です。

中山特別委 員

規制が届出のみであることが心配です。また、パトロールの主体が林野庁やアクティブレンジャーなどである場合もあるが、権限がなく、注意できないという状況であります。今後、取り組む中で、組織ぐるみの保全体制を検討していただきたいと思います。中部亜種は手厚くなっているが、八方尾根・白山亜種についても同様にしていただきたい。

小川委員

長野市の保全体制について、地元の住民自治協議会との活動を 進めるとありますが、どの程度進んでいるのでしょうか。

宮原自然保 護課長

長野市開発公社が管理する施設内で生息しており、施設管理者が草刈等の保全活動を進めています。地元の住民自治協議会のまちづくり計画にゴマシジミを位置づけ、地元の皆様が保全活動に参加していただくということで、具体的にはまだこれからという状況であります。例えば、地元の写真コンテストで、ゴマシジミの生息地であることをPRするなどの取組を広めています。

小川委員

まだ具体的に活動が始まっているわけではないと判断してよいでしょうか。

宮原自然保 護課長

計画に位置付けた段階ですので、これからの活動に期待しているところです。

小川委員

地元に周知し、保全活動を広めるのはそのとおりだと思うが、 看板設置に関して、周知することによる採取について、どのよう に考えますか。

宮原自然保護課長

松本市奈川はゴマシジミの生息地であることを周知し、地元の 皆様も関心を持って、それぞれが監視員といった位置づけで採取 者に声掛けをする活動をしていると聞いています。採取者は看板 の設置に関わらず生息地であることを知っている状況です。むし ろ看板を堂々と設置し、地域で保全していくことを訴えていく必 要があります。

北村委員

中山委員からも指摘があったが、白馬村のワレモコウの生息状況など地域の状況がどうなっているかという点は、計画に記載したほうが良いと思います。保全活動の確立をぜひ検討していただければと思います。そうすることで、白馬村の生息地もより維持できると思います。

宮原自然保 護課長

前回の専門委員会で、当初は本州中部亜種と八方尾根・白山亜種を全体としてまとめ、保護対策を検討しようと思っていましたが、亜種ごとに分けることが適切であると判断したため、情報量を多く書き込めないという理由があります。また、レッドリストにおいて、八方尾根・白山亜種は絶滅危惧 I 類であり、本州中部亜種の I B類よりレベルが低いということもあり、十分記載できていないということもあります。専門委員会で検討していきたいと思います。

山田特別委 員代理

スケジュールについて、評価検証をする中長期的な取組は年数 を考えられているのでしょうか。

宮原自然保 護課長

評価検証は約5年で行いたいと思っています。生態の解明等は 研究機関等との連携が必要となりますので、具体的な年数の設定 が行いにくい状況です。

平林議長

保護回復事業のために取り組むべき事項の区分における保全技術確立についてですが、ゴマシジミにおいて大切なのは、アリとチョウとワレモコウとの関係性(バランス)です。個々の項目については記載がありますが、3つセットとなる全体のバランスについて計画に可能であれば、記載したほうがよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

宮原自然保 護課長

アリ、チョウ、ワレモコウのバランスが解明できていない状況ではありますが、専門委員会で検討したいと思います。

中村委員長

寄生と、被寄生の関係だけでは説明できないワレモコウのこともあり、またクシケアリも乾燥を好むか、湿地を好むかということもわかってきています。奈川地区のクシケアリは湿地を好むということで、同じ種とみていたものも解明していくと草原管理の手法もうまくいくと思います。典型的なのは、イギリスのアリオンブルーという同じゴマシジミ族の種で、一旦絶滅したが、放牧の仕方などで、現在回復してきています。そのような事例も入れながら研究を進めて、手法に役立てていきたいと思っています。

福江委員

平林議長と同様の意見で、ゴマシジミを象徴とした草原環境群集を解明していくことが、草原管理手法につながると思います。

小川委員

ミヤマシロチョウは絶滅が危機的な状況にあると聞いています。チョウはある時一斉になくなると聞いていますので、評価検証の5年という期間はどのように考えますでしょうか。

宮原自然保 護課長

評価検証の5年は今まで保護回復事業計画を策定したものを作りっぱなしではなく見直しましょうというもので、5年と決まっているわけではありません。生息状況調査等を行う中で緊急に必要性があれば、対応することも可能です。

平林議長

長野県は先進的に取り組んでおり、計画が効果的になっているかどうかを検証しています。以前も当審議会で、項目の評価検証を報告してもらっていますが、5年は1つの指標であり、見直しを行う中で、よりよいものを提案してもらうようにしています。

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきまして お諮りいたします。

本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出された意見を 踏まえまして、今後更に専門委員会等で検討いただいて、次回以 降の審議会で答申案を審議していくということにしたいと思いま すが、いかがでしょうか。

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項ウ「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ツキノワグマ保護管理)の策定について」でございます。本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものであり、本年5月に諮問され、4月に設置されている「特定鳥獣保護管

理計画等検討委員会」により検討をいただいております。 本日はその中間報告ということでございます。 それでは幹事から説明をお願いします。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長 鳥獣対策・ジビエ振興室長の佐藤と申します。

「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ツキノワグマ保護管理)の 策定について」の中間報告ということで、ご説明させていただき ます。

まず、本日追加でお配りした資料になると思いますが、資料3-4をご覧ください。

ただいま委員長さんからも話がございましたとおり、5月20日に諮問させていただいて以降、学識経験者、自然保護関係者、狩猟団体、農林業関係者、関係行政機関からなります「特定鳥獣保護管理計画等検討委員会」で5月31日に、それに引き続きましてツキノワグマの専門家等からなります「ツキノワグマ専門部会」で6月9日と9月20日の2回にわたり検討いただき、本日、中間報告となっております。

今後、来月上旬からパブリックコメント、関係機関等への協議を開始しまして、それらの意見を踏まえて再度「ツキノワグマ専門部会」「特定鳥獣保護管理計画等検討委員会」で検討いただいたうえで、3月には当審議会に最終案として示させていただければと考えているところでございます。

次に資料3-2をご覧ください。

「ツキノワグマ専門部会」でいただきました意見の概要となっております。第1回目の部会では、平成14年、第1期のツキノワグマ管理計画から実施してまいりましたツキノワグマの計画の評価を中心に意見をいただきました。

1つは計画開始より継続しております、捕獲個体の年齢査定等の結果から見まして、近年捕獲されるツキノワグマ個体の年齢構成が、自然個体群の年齢構成に近づいてきていることから、ツキノワグマの生息域が里山にも広がってきているのではないかというご意見です。

また、継続してまいりました被害対策等の状況把握から、農作物に強く餌付いてしまったクマについては、防除の効果が非常に出づらい、被害の解消には非常に多くの年数と場合によっては多数のクマの捕獲が必要になってしまうということが明らかになってきておりまして、そうならないための事前の対策が管理の基本であろうということでございました。

第2回目の部会におきましては、次期の計画の策定に向けてご 意見をいただきました。

まず、引き続き今までの評価と、次期計画につきましてはペー

パーの2-(1)に書いてございますけれども、数年ごとに繰り返されるようになってしまいました大量出没に伴う人身被害の増加については、個体数管理いわゆる捕獲における問題ではなく、人間側の抵抗力の低下によるのではないか。また、平成の前回の大量出没の際、大町市ではしっかり捕獲を行っていたにも関わらず、人身被害が抑制できなかったことなどから、ツキノワグマを里に誘引しない対策が一番重要であり、それを計画に明記し、地道に地域住民に理解させることが肝要である。というご意見をお聞きしました。

次に、(2)の個体数推定になりますが、個体数推定は正確な数値はとても出せるものではない、あくまでもトレンドを把握するためのものであり、参考数値であるということを肝に銘じなさいというお話をいただいております。

さらに、なるべく正確にトレンドを把握するためにも継続的な 調査のみでなく、新たな手法も検討し、クロスチェック出来るよ うにすることが望ましいという意見もいただいております。

また、クマの個体数につきましては、増加傾向ではありますけど大幅なものではなく、計画の内容を大幅に見直す段階ではないというご意見をいただきました。

最後に、捕獲の上限でございます。(3)にありますが、ニホンジカの計画とは異なり、生息密度をコントロールするようなものではなく、目標とする生息数を示すような計画とするには、科学的知見もデータも不足しているという意見がありまして、事務局のほうからの、計画の重点が里に誘引しない対策ですとか、防除対策であれば、無理に捕獲上限を定める必要はないのではないかという疑問に対しては、逆に委員の方から捕獲に制限を設けることにより、捕獲以外の対策、重点であるべき里に誘引しない対策が進むという一面もあり、引き続き捕獲上限は設定すべきであるという意見をいただいたところであります。

これらの意見を踏まえまして、資料3-3をご覧ください。 資料3-3に示します計画の素案を今回策定させていただきま

内容につきましては、素案そのものが結構なページ数になりま すので、概要のほうで説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

した。

内容自体は、現計画と大きく変わるものではございません。変 更部分は下線で示しておりますので、ご覧いただければと思いま す。

計画の目的につきましては、現計画に引き続き、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を再構築し、ツキノワグマの安定的維持と人身被害や農林業被害の軽減を図る等としております。

計画期間は来年度からの5か年間といたします。対象地域は県下全域といたします。

ここで資料の修正をお願いいたします。3番の3行目、()書きで別紙図1参照と書いてございますが、資料3-3のページ4になります。別紙をつけてありませんので、こちらをご覧いただければと思います。

資料3-3のページ4ですけれども、長野県下全域を対象地域といたしますけど、県下全域を8つのユニットに分け、それぞれに応じた形での管理をすることとしていきたいと考えております。

それでは概要3-1にお戻りください。

生息頭数につきましては、昨年度の調査を元に、表 1 に示しますように推定いたしました。ただし、現在のヘアトラップ調査では、行動範囲が大きく、エサの状況や季節により行動域を大きく変化させるツキノワグマの生息数推定が非常に困難であることから、近年県下各地に設置されておりますセンサーカメラの活用によりますカメラトラップ調査、また、目撃情報、捕獲情報等に基づきますベイズ推定等の新たな手法を併用してモニタリングを継続していくこととしたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。

表2に過去の生息推定数、併せて示してございます。ご覧のと おり緩やかな増加傾向となっております。これは、過去の目撃情 報、捕獲情報等によりますベイズ推定とも合致しておる状況でご ざいます。

捕獲状況につきましては図2に示しておりますが、平成18年 を最初に発生しております大量出没のたびに、捕獲が平年を大き く上回っている状況となっております。

人身被害につきましては、3ページにグラフを示しておりますが、これも大量出没のたびに増加いたします。特に里地での被害が平年を大きく上回るという状況が見て取れます。里地での目撃数も合わせて「折れ線グラフ」で示しておりますが、同様な状況となっております。

一方、農林業被害につきましては、グラフに示しますとおり平成 18 年度をピークに減少傾向となっております。これは、平成 19 年度に各地方事務所に農政課、林務課、農業改良普及センターを中心とする野生鳥獣被害対策チームを設置するなどして、被害対策を推進するとともに、各地の皆様が頑張ってくださってきている結果かと思っております。

次に計画の目標ですけれども、一つは棲み分けによる共存を目指す、人とツキノワグマの生活圏との境界で薮等を刈り払う緩衝帯を設けること、もう一つは被害防止対策を推進し、ツキノワグ

マを人里に誘引しないこと、もう一つは不必要な捕獲によりツキノワグマを絶滅させないよう、個体ごとの特性を見極めながら、 あぶないクマでないのであれば放獣を行うこととさせていただき たいと考えております。

4ページをご覧ください。

目標を達成するための方策と基本的な考え方でございますが、 まず環境整備としましては、ツキノワグマの生息地であります森 林環境の多様化、整備と、人里に寄せ付けない、誘引しないため の整備を進めたいと考えております。

被害管理、予防対策といたしましては、集落ぐるみの防除を各地方事務所に設置いたしました被害対策チーム、県下4地区に配備しましたクマ対策員により推進してまいりたいと考えております。

個体数管理といたしましては、従前通り管理ユニットごとに捕獲上限を設定し、進めますが、数年毎に繰り返される大量出没時と平年時の二段階の上限を設定いたしまして、毎年、目撃数、捕獲数等を基にベイズ推定を行いながら管理してまいりたいと考えております。

以上がツキノワグマについての「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ツキノワグマ保護管理)」の中間段階での概要となります。

最初に、資料3-4でご説明しましたとおり、今後行うパブリックコメント、関係機関協議等を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございま したら、ご発言願います。

中村委員

森林整備ということで、長野県の森林カラマツが40%、アカマツが15%で針葉樹が全部で70%、広葉樹が30%だと思うんですけども、その中でエサになるドングリとか、そういうものの整備を行わないと、やはりエサが無い以上、人里に出てくるというのは、どうしても、ドングリが大量発生した時に出産が増えて子グマが多くなるわけですから、人里のエサを求める部分があると思うんですが、そこを森林整備というものをしっかり明記するなりしていただかないと、これからもクマが出てくると思うんですけど、その部分も考えていただきたいのと、里山の整備をこれからどんどん進めていかないと、人と鳥獣類との接点がどうしても多くなると思うので、そこらへんの部分もどのような形で考えているのかお伺いしたい。

佐藤鳥獣対

針葉樹、広葉樹のお話ですけれども、統計上広葉樹の割合が30%

策・ジビエ振 興室長

から 40%程度というような状況でございますが、ここにきてカラマツをはじめとする針葉樹の林につきましても、県、国有林ともに間伐を推進しておりまして、光が入ることによって林床ですとか、中間層に実のなる木も増えるようになってきております。そういった形で、針葉樹を全部切り払って植え替えるというわけにはまいりませんので、適正な間伐等を推進する中で多様な樹種が入り混じった森にしていくという形で進めておりますし、今後もそういう形で進めてまいりたいと考えておるところです。

里山の整備につきましては、今までも緩衝帯整備ということで、 里山というよりは、里と森林地域との境界部分の薮を中心に刈り 払っていただくというようなことを、地域の被害対策の基盤整備 の一つとして、地域の方達にお願いしてまいっているところで、 それがある意味効いてきた中で、被害量も少しずつ減ってきてい るのではないかと思っているところですが、引き続き推進させて いただきたいと考えております。

平林議長

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

福江委員

素案について全て目を通しきれていない部分がありますが、非 常にまとまったものだなと感じました。錯誤捕獲でお尋ねします。

(3)の捕獲状況、図2の捕獲状況の推移、あと、人身被害の 状況もついていますが、捕獲頭数に関して個体数調整においての 捕獲のうち、錯誤捕獲による殺処分数の割合はどれくらいなのか ということをまず一つお伺いしたいのと、人身被害について、錯 誤捕獲の対応ですとか、シカがかかっていると思いきやクマがか かって、そこで襲われてしまったというような錯誤捕獲に関わる 人身被害についての件数というのはどのような数でしょうか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

錯誤捕獲による捕殺頭数ということでよろしいでしょうか。 統計上、錯誤捕獲によるものは、捕獲数に含めておりません。 長野県においては、原則、錯誤捕獲した場合には放してください ということで進めておりまして、各地域では何でせっかく捕まっ たクマを放すんだと、ずいぶん担当者が苦情を受けるんですけれ ども、頼み込んで放させていただいておりますというのが実態で すので、ほぼりに近いと考えております。

後ですね、錯誤捕獲に伴う人身被害の発生件数もしくは放獣作業に伴う人身被害の発生件数ということだと思われますけれども、確かにニホンジカのわなにかかってしまったものを放そうとして事故にあうというケースは、実はございます。ただ、それにつきましては人身被害ではなくて、事故ですということでカウントしておりませんので、この中には入っておりません。年間、1

件、2件程度は聞こえてまいりますけれども、統計は取っておりません。

福江委員

今、錯誤捕獲での捕殺数はゼロに近いということで、法律に則って放獣しているということで、それを聞いて安心はしていますけれど、実際の現場の中では殺処分しなければいけないケースというのもあるでしょうし、闇に葬られているというのも聞こえてくる部分もありますので、出来る限りそういう情報を集めていただきたいなと思います。

今回、誘引物管理を徹底的に行っていこうということで、この 保護管理計画の素案の中に書かれておりますけれども、くくりわ なに関することなのですが、くくりわなにかかったシカに対して 餌付くクマがでてきたんですね。たぶん1回そこの場所でくくり わなにシカがかかると臭いがどうしてもしますので、臭いによっ て誘引されるクマも実際いると思いますし、誘引されてクマがか かってしまうケースも増えてきている状況なのではないかと考え ています。

くくりわなが増えていく以上、捕獲のリスクというのは増えていくと思いますので、管理計画にもクマの出る時期の8月周辺では、くくりわなを自粛しましょうとか、そういうことが書かれていますが、もう少し実態、くくりわなでどれくらいクマが捕獲されているかですとか、他の野生動物、カモシカとかが捕獲されているとか、そういったデータを積み重ねていっていただいて、実際の状況に合った素案といいますか、くくりわなのリスクなども含めて、これは今後のことになっていくと思いますが、情報を積み重ねていったうえで、リスクに関しても書いていっていただけたらありがたいなと思います。

あともう一つ、今回、個体数推定をするにあたってベイズ法を使われています。私自身言葉として引っかかるのが、計画書にもベイズ法によるモニタリングを継続するというのが書いてあります。ベイズ法というのは個体数推定をするための統計処理の手法なので、ベイズ法のモニタリングとなると、何のことかな思ってしまいました。ですので、個体数推定をモニタリングしていくということで、ベイズ法が先に来るのではなくて、個体数をモニタリングしていくというような書き方のほうが適当なのではないかと思いました。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

まず一つ目の錯誤捕獲の問題なんですけれども、闇に葬られているものがゼロかと言われれば、ゼロではないのかもしれませんが、平成14年に特定鳥獣保護管理計画をツキノワグマについて立ち上げて以降、狩猟者の皆様ですとか被害者の皆様に捕れてしま

ったら教えてくださいという話を根強くやってまいりまして、錯誤捕獲についても、かなり伝えてきていただけるようになっているんだと信じています。ちなみに、昨年度は 247 件の錯誤捕獲が発生しています。

そういった中で、ツキノワグマの保護管理上、錯誤捕獲も大きな問題になってきておりますので、そこについてはいただきましたご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。

もう一つのモニタリングの話ですが、おっしゃるとおりベイズ 推定につきましては、ある意味、実際に現在あるデータを基に統 計処理することによって生息数を推測するという手法ですので、 そのような書き方で整理させていただきたいと思います。

平林議長

今、ご意見いただいたように、ベイズ法という箇所でちょっと 印をつけていただいて、説明を個別にいただいても結構です。他 の答申では、このような専門的な用語については、別の欄で説明 するというような形で取扱ってきたものがいくつかありますの で、参考にしていただいて、県民に対して解りやすい計画にして いただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

林委員

クマとなると人身被害、最近ですとイノシシがあるんですけれ ど、目撃情報とかそういうことの徹底を、市町村の担当になろう かと思いますけども、人身事故をいかに防ぐかっていう情報をあ らかじめお知らせするような手法をとっていかないと、ちょっと クマについては、クマを保護するんですけども人身事故の対応を どうするのか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

おっしゃるとおりだと思っております。

人身事故が起こったうえで、クマを保護しましょうとは私ども も言えませんので、まず、第一には人身事故をいかに防ぐかだと は思っております。

そういった中で、資料3-1の3ページに人身事故の件数のグラフを載せてございますが、棒グラフの色が塗ってある方が山林内、白地で書いてありますのが里地での事故になっております。

飛び出している平成 18 年ですとか平成 22 年、平成 26 年以外につきましては、ツキノワグマの事故につきましては基本的に山林内で発生しております。そういった中で、本年度も山林内での活動が非常に活発であるということが、早い時期から分かっておりましたことから、観光関係、教育関係、警察関係などとも連携いたしまして、関係機関へ山林に入る時にはクマに注意してくださ

いと、音の鳴る物を持っていって、クマにまず気づいてもらうようにしましょうというのを普及していただくように進めてきております。

今後もそのような普及啓発をしっかり進めてまいりたいと思っております。

もう一つは突出している大量出没の年につきましては、基本的には里地にクマが飛び出してきて、それによって人身事故が押し上げられるという傾向がございます。そういった中で、大量出没につきましては、山にドングリ等の堅果類が無いことによって里地に冬眠前に出てきてしまうということが大きな原因ではないかということが解ってきております。

里に出やすい状況ですと、お腹空いたから里に行こうかという話になってしまいます。平常年から里にクマを呼び寄せない、誘引しないという対策を徹底することによって、大量出没年についてもクマが出づらい、クマとの棲み分けの仕方をさらに徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

それ以外にも、何ができるかわかりませんが、大量出没の年につきましては、東北地方が実は今年大量出没を起こしているのですが、長野県でもその気配があったものですから、早い段階からマスコミ等に今年については大量出没が起こる可能性がありますというようなことで、報道発表等させていただいておりました。

そのような情報提供を早め早めにすることによって、地域で早めに準備が整えられるような状況も作ってまいりたいと考えております。

太田委員

3ページの6の計画の目標の中で、危ないクマ以外は放獣を行うとおっしゃっていたんですけれども、危ないクマってどういう風に判断されるのか気になりました。

去年なんですけれども、錯誤捕獲で捕まったクマの手の先が無かったんですね。以前にもたぶん里山に降りてきて捕まって、引きちぎって逃げていったクマが里山に降りてきたんではないかと、かなり危ないクマなのではないかと皆で話していたのですけれども、それも放獣はしました。

クマの手がなくて、わなにかかっていた場合でも、ものすごく 周りの木をなぎ倒していましたし、引っ掻き傷とか凄かったので、 そういうのは危ないクマじゃないのかなという気がするんですけ れども。

それともう1点、緩衝帯の整備をしていく方向でということも 書いてあったんですが、里山と山の際に住んでいますので、緩衝 帯の整備というのが、ぜんぜん行われていないような気がすごく するんですね。 そういう計画が補助金で整備されていくと思うんですけれど も、北アルプスの方でも行われているのか、どういう風に作業さ れているのか教えていただければと思います。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長 危ないクマ、危なくないクマをどうやって見分けるかなんですが、私どももそこまで本格的な専門家ではありませんので、県下各地にクマ対策員ということで、クマの専門家を委嘱しましてクマが錯誤捕獲された場合ですとか、人身事故が起こった場合、被害対策を進めなければいけないようなときに行ってもらっています。そういった人たちに、そのクマを見てもらって、たとえば前に被害を出して、2回目、3回目ですというのが分かればしょうがないかなという判断になっていくと思っています。

くくりわなにかかって、周りの木をなぎ倒していたという状況があったわけですが、申し訳ありません、それはどんなことがあっても放獣します。なぜかと申しますと、クマに対してくくりわなでの捕獲は許可されないのです。

クマの捕獲については、狩猟期の鉄砲、駆除する場合は檻と法律上決まっていまして、くくりわなにかかっていたというのは、シカ、イノシシを捕まえるためのわなに間違ってかかってしまったということですので、それについては法律上現状復旧、かかっていない状態に戻さなくてはいけないというのが大前提となっておりますので、その段階では申し訳ありませんが、危なそうに見えようと見えまいと、たとえばここで離したら目の前の民家に突っ込んでしまうような状況があれば、やむを得ずという判断をするケースも無いとは申しませんが、原則として放獣いたします。

そこは法律上どうしようもない部分ですので、ご理解いただき たいと思います。

緩衝帯整備、被害対策等について地域でどのようにというお話なんですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、地方事務所に農政課、林務課、農業改良普及センターのものたちが中心となって野生鳥獣被害対策チームというのを設けております。

そのものたちが、地域の人達と話し合いを持ちながら、単独で被害対策をするのではなくて、集落ごとに被害対策を進めて行きましょうというような声かけをさせていただきながら、いろいろな被害対策を進めさせていただいております。

特に被害対策をするには基盤整備として、緩衝帯整備をすべき だということでお願いさせていただいておりますので、そういっ たものとセットでご相談に伺っていくようになると思います。

対策チームにつきましては逆に地域のほうから、ぜひ私どもも やりたいんでとお声をかけていただければ、飛んで行くとおもい ますので、是非お声をかけていただければと思います。

才川委員

概要のほうの4ページのところで、③の個体数の管理のイのと ころですけれども、合計捕獲数が捕獲上限数を上回らないよう、 市町村とか狩猟者、農林業者らの関係者に対し協力を要請するも のとするということで、目標を守るための方策が取られているわ けなんですけれども、こちらの資料3-3の12ページのところな んですけれども、シカの時も同じ状況があったかと思うんですけ ども、クマの場合は人身事故も重なってくるので、12ページの(7) のところで、狩猟者の現状というのが、狩猟者の数が近年下げ止 まっているとはいえ、25 年前と比べて約半数にとどまり、かつ高 齢化が進んでいるということで、これはどのことでも言えること だと思うんですけども、協力を要請していく中では、こういった ところも受け止めていく必要があるのかなと思いますので、現状 としては狩猟者の方達に緊急に行っていただく時の果たす役割は とても大きいと思いますので、こういったところもしっかり踏ま えた上での協力なのかなと思いますので、対策として少しお聞き したいと思います。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長 狩猟者につきましては、最近いろんな場で言われる話なんですけれども、確かに往時に比べるとかなり減っております。また、 高齢化も進んでおります。

地域の捕獲対策の担い手であり、野生鳥獣と人との緊張感を維持するための重要な役目を担っている人達だと思っておりますので、私達といたしましても何とかしたいということで、平成26年から長野県ではハンター養成学校というものを毎年開校しておりまして、毎年70名程度の参加で、割と若い方達、女性の方達も受講いただけておりまして、そのようなことをやりながら、少しずつでも、何とか狩猟に目を向けてくださる人達を増やしていこうというようなことをさせていただいております。

合わせて、地域でも農家の方達が被害対策と絡めながら狩猟免許を取られるというケースが出てきておりますので、それについても銃砲の所持許可を取られるときの費用経費の一部を助成させていただいたりですとか、狩猟を始める段階で必要となるわな、檻等の購入について助成させていただいたりですとか、地域の狩猟者が一人だけでは大変なものですから、集団で狩猟を行われる、捕獲等を行われるというようなときの経費に対して助成させていただくというような、いくつかのメニューを用意させていただきまして、なんとかしていこうと、今のところ頑張っておりますので、興味のある方がいらっしゃいましたら、来年度もハンター養成学校やりますので、是気受講してくださいとお伝えいただければありがたいと思います。

太田委員

30ページのところなんですけれども、真ん中のエ、8月頃の使 用の自粛と書いてあるんですけれども、実際携わっているものと して、狩猟していますし、農作物も作っているんですけれども、 8月にくくりわなをかけない、自粛というのは絶対私は反対で、 意外と獣道ってクマはクマ、ニホンジカはニホンジカと思ってい たんですけれども、同じ場所を通るんですよね。何度も同じ場所 を通りますし、イノシシも同じ場所を通ってきますし、山に一歩 入ると、かなり大きなものが通ったなという道が出来上がってい て、同じ道を通ってくるので、その道にシカが被害を与えないよ うにかければ、クマもかかる可能性はもちろんあるんですけれど も、それは農作物の被害を防ぐためには、しょうがないという部 分もあって、かける場合もあるんですけれど、8月に錯誤捕獲を しないために自粛をするというのは、なかなか難しいのではない かとすごく感じましたので、何か違う方向でクマを守りながら、 作物を守りながら、クマの場合は電気柵も結構破りますので、じ ゃあどうすればいいのかというお手上げ状態なので、それも考慮 して考えていただければと思いました。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長 まず、30ページの8月のという話なんですけれども、全ての地域がそうなのかといわれると自信の無い部分もありますが、一般的に8月の暑い時期につきましては、シカはあんまり下のほうに降りてこないです。どちらかというと山の中腹みたいな涼しいところで、青々と茂っている草を一生懸命食べている、クマは8月になりますと、どちらかというと里に近づいてくる傾向があります。青々と茂ってしまった草を食べられない生き物なものですから、どちらかというと里の際にあるベリー類ですとか、美味しそうなトウモロコシが実っているみたいな話で、里に近づいてくる傾向があります。

言葉足らずで申し訳なかったんですが、この趣旨は8月に里の際にシカ用のわなをかけるのではなくて、シカのいるところにかけましょうというような話を出来れば広げさせていただければ、少しは違ってくるかなということで書かせていただいている部分ですので、誤解の無いように記載させていただきたいと思います。

県としてもシカをどんどん獲ってもらいたいというのが基本方針でございますので、そこと錯誤捕獲の防止をいかに両立させるかにつきましては、今後もいろんな方法を検討してまいりたいと思っております。

電気柵を破ってしまうということについては、もし必要でした らクマ対策員をお送りいたします。

電気柵は張り方次第です。うまく張れば、よっぽどとんでもな

いクマでなければ防除できますので、そこらへんは90数%まで防除できると思いますので、張り方についてはご指導させていただくという形で対応させていただければと思います。

中山特別委 員

被害がでて大変だとは思いますが、クマの身にもなっていただきたい。錯誤捕獲が続くようだと、そういう猟法でシカすら獲れなくなってしまう。くくりわなでクマやらカモシカやら、そういったものが捕れるようになってしまうと、くくりわなの使用自体を禁止せざるを得なくなるんですね。

ですから、ご自身の捕獲は工夫しながらやっていただいて、そこが大事なことだと理解していただければと思います。

それから、先ほどくくりわなで危ないクマがというお話でしたが、これもクマの身になってみると、人間もたまにくくりわなにかかるんですが、くくりわなにかかった人の行状を見れば、クマが暴れても当然だというのが、よく理解いただけると思います。つまりクマが危険なのはなくて、ワナをかける人間の管理が悪い、そういうものなので、実はそれほど危険な分類にはならないというものだと思います。

一つ質問ですけれども、今回、個体数については、個体群ごとに最小値、中央値、最大値をはじき出して、それで計画を作られているんですが、これを見ると全体としては緩やかに増加というまとめにされているんですけれども、必ずしも個体群ごとには緩やかな増加という傾向にないものもあるんですが、これについてはどういう風に整理したうえで、最終的に上限値を定めているのでしょうか。必ずしも見てみると増加傾向がはっきりしているけれども上限値の低いものもあれば、逆に個体群だけで見ると減少傾向が強いのに上限値が高いものがあって、その辺がよく分からない。特に関東山地については、減少傾向があるのかなと思いきや、6%までというのがあるので、そこをちょっと説明いただければ。

佐藤鳥獣対 策 ・ ジビエ振 興室長

各個体群ごとに増加傾向ですとか、そこらへんの推移を見させていただく中で、更に生息域が隣接県とつながっている個体群が結構ございまして、関東山地につきましても、群馬、東京、埼玉と広がっている、越後・三国個体群については新潟県の北のほうまでつながっているというようなことがございますので、長野県下だけではなくて、隣接県の生息頭数の情報も勘案しまして、そこについては立てさせていただいています。

そこらへんにつきましては、本文中に入れてしまうと見づらい 部分につきましては、場合によっては別冊資料として整理させて いただいて、計画書には添付させていただきたいと考えておりま す。

平林議長

今の点ですが、ついでなので申し上げておきますけれども、今日お配りいただいた上限値の表ですけれども概要の4ページと本文の16ページの表10で、推定数が合わないので、修正していただくことと、もう1点、どうしても数値で公表していくと、今日の概要版もそうですし、表1や表2もそうなんですが、どうしてもマスコミの方は最低がこれ、最高がこれ、中央値がこれと数値を使うんですね。

表現の仕方ですけれども、今日は既に配布済みですが、箱ひげ グラフか何かにして、だいたいこの範囲でこのようになっている と概要がわかる図にしたらどうでしょうか。もともと数値に大き な意味はありません。

表を用いて数値で記載すると、どうしても数値が一人歩きする ので、表現の仕方を工夫されるのが良いかなと思うのですが、い かがでしょうか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

16 ページの表につきましては、この数字がある意味計算上の出しっぱなしの数字なんですけれども、ツキノワグマ部会のほうでもご意見があったんですが、「目安なんだから 1 の位まで出さなくて丸めたほうが良いよ」という意見をもらいまして、それを受けて概要版のほうの数字にしてございます。ですので、実際の計画書の案にする段階では、丸めた形の概要のほうの表にしたいなと思っております。

もう一つ、委員長さんからありました箱ひげでの表示、私どもも思いつかなかったんですが、確かに数字を出したことによって、数字がどんどん一人歩きするということが、私どもも非常に気になっておりますし、専門部会のほうも非常に気にしている部分でございますので、そこについては検討させていただければありがたいと思います。

福江委員

先ほど、クマ対策員についての話が出ましたけれども、クマ対 策員は錯誤捕獲だけの対応しかしていないのかなと思っていた部 分がありますが、実際は電気柵の指導ですとか、被害対策の部分 もかなり関わっていらっしゃるということで、先ほど狩猟者数は あまり変わらないということではありましたが、実際に銃猟者数 は減っているんじゃないかと思います。私も狩猟免許は持ってい ますが、銃猟はもっていないので、そういった人が今、実際はわ な猟の人がどんどん増えているというような状況ではないかと思 います。

狩猟者の役割というのは非常に重要であるとは思いますが、被

害対策という意味では、クマ対策員というのは非常に重要な役割を果たしていくのではないかと思いますので、36ページにもクマ対策員の科学的な対策の推進というような条文もありますので、是非クマ対策員をより充実させていただきたいと思います。

あと、細かいところで申し訳ありませんが、36 ページの(4)普及啓発のところを見ていただきたいんですが、普及啓発の③番で、「観光地においては、ツキノワグマの生息情報がマイナスのイメージを形成する場合があり、生物多様性を観光資源として活用する等、今後研究を進めることとする。」の、この研究を進めることとするというのは、どういうことなのかなというのが、私自信よく分からないので、もう少し具体的なことがあれば、具体的なことを書いていただければと思いました。

あと、5ページの(2)ツキノワグマの生息動向の①生息分布がありまして、表2に管理ユニットごとの生息分布面積という表があるんですけれども、ツキノワグマの情報のある部分のメッシュ数のことが書かれていると思うんですが、ユニットごとの全体のメッシュ数に対して、情報が得られたメッシュ数がどれくらいなのかという変動があったほうがいいなと思ったんですね。

あと、表2のこれは、標高ごとに生息が見られたメッシュ数が書かれているんですけれども、これは標高ごとに区切る意味というのが何かあって、標高ごとに区切られているのか、文章の中には出てきていませんでしたので、たとえば、どの標高でクマの情報が多いのかということを示したいということであれば、標高ごとのメッシュに区切る意味はあると思うんですけれども、表2と①の文章の整合性というところが気になりました。

佐藤鳥獣対 策 ・ ジビエ振 興室長 クマ対策員につきましては、平成18年の大量出没を受けまして、 平成19年に立ち上げた制度です。

最近は非常に錯誤捕獲が多くなってしまったので、錯誤捕獲に 忙殺されているきらいはあるんですが、基本は被害対策の推進で すとか、地域にクマを寄せ付けないための指導ですとか、人身被 害が起きた場合の現場検証をお願いするということで始めまし て、今後も、出来る人があまり多くないものですから、充実は非 常に難しい部分もあるんですが、なんとか続けてまいりたいと考 えています。

36ページにございます、生物多様性を観光資源としてうんぬんなんですが、観光面でツキノワグマが存在することがマイナスイメージとして捉えられて、観光地で隠そうとするようなケースがあるようなので、そこを何とかしたいという思いを書かせていただいておりますので、もう少し分かりやすいように文章、検討させていただきたいと思います。

最後に、管理ユニットごとの生息分布を標高ごとに分ける意味があるのかについては、あまり意味はありません。調査を依頼した業者が出してきた表をそのまま添付してしまいましたので、ここはもう少しこちらの言いたいことが、分かりやすいような表に修正させていただきたいと思います。

あと、分布メッシュの推移につきましてもデータございますので、それについては分かるような形で示させていただきたいと思います。

中山特別委 員

ご承知のとおり、シカやイノシシの場合はプロフェッショナルな団体の育成というのが課題になっていますが、クマについてはいかがでしょうか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

育成というのは、正直できていません。ただ、幸いなことに長野県には、信州ツキノワグマ研究会ですとか、NPO法人ピッキオさんですとか、信州大学農学部にもクマを専門に研究されている方がいるということで、不思議なくらいにクマに興味があって活動されている人達が多かったということで、それをうまく活用させていただいているというのが正直なところで、県が意図的に養成しているわけではないので、今後、人材確保等については、そろそろ考えないとまずいかなと思っているところでございます。

小川委員

15 ページの下のほうに複数年総捕獲数というものがありますが、これは何年分をまとめて考えていくことでしょうか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

原則的には、5年分ならしてというつもりで、ずっとやってきております。ただ、突出したような時については、その都度5年待ってていいのかという議論は、毎年ツキノワグマ専門部会を行っておりますので、そこで議論させていただきたいと思います。

小川委員

続けてですけれど、出没年の捕獲上限なんですけれど、大量に 出没することが予測される年に、上限値を設定するっていうこと でよろしいですか。

佐藤鳥獣対 策 ・ ジビエ振 興宰長

今までの捕獲の推移のグラフを見ていただくと分かるんですが、大体 150~160 頭ぐらい捕獲上限を今まで設定してきておるんですが、大量出没が起こると抑えきれないというのが実態です。そんな中で、平常年と大量出没年を同じ形でやって行くよりは、両方それぞれの上限値を作りながら、無理のない形で、なおかつ絶滅に向かわないような形で抑え込んだほうが、良いのではないかということで、今回、平常年用の上限値と大量出没年用の上限

値を考えてみたという形になっています。

小川委員

上限値の数の設定を作ったということですけれども、それは堅果類の豊凶を7月、8月に行っていると思うんですけれども、その結果を見て、上限値を設定するという順番なんでしょうか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

例年、捕獲上限値は前年度に決めます。前年度の狩猟期の前に 決めるというのが基本という形になっておりまして、通常は年度 カウントをするんだと思うんですが、長野県については、狩猟を きちんとやっていただきたい、有害駆除みたいなことはなるべく やらないでもらいたいというのが、基本コンセプトになっている ものですから、狩猟期の前に示すという形になっておりまして、 8月ぐらいに豊凶調査の結果を出せればいいんですが、大体9月 の頭になりますので、それを見たうえで出せれば出して、次の年 はということで、示していきたいと思っているんですけれども、 大量出没の年はそれが間に合わないので、後追いで今年は大量出 没が起きてますので、今年は平年値ではなくて、大量出没年の上 限値を適用しますというような運用になると思っています。

小川委員

ちょっと分かりにくいんですが、今年の上限値は何頭ですかというのは、その年の豊凶調査の結果が9月に出て、その後に決まるので、翌年の上限値がそこで決まるということなんですか。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

平常年はそういう形で決まります。で、平常年で動いていて、 その年が大量出没になったということであれば、今年は平常年で はないので、何十頭分上乗せしますという運用に切り替えるとい う形になります。

平林議長

概要版の2ページ、表2ですけれども、こういう表が出てくるとマスコミの方が誤解して記載すると困ると思うのですけれども、例えば表2の場合、平成18年、平成23年、平成27年で生息数の中央値が書いてありますけれど、これは調査手法が違いますよね。したがって、単純に年の比較はできないですよね。平成23年と27年だと、本文のほうで、「手法が同じなので」ということで書いてありますが、確か平成18年と23年は、数値の比較はできませんでしたね。したがって、欄外に注釈をつけていただくとか、「単純に比較できませんよ」とか書いておかないと、この表が一人歩きしてしまうので、配慮が必要かと思います。先ほどの中央値の値もそうですけど、クマについては県民の方の関心が非常に高いので、数値がどうしても歩いてしまうので、正確なところを伝えていただくためには、正確な表現で、誤解が無いように、

ご配慮願えればと思います。

佐藤鳥獣対 策・ジビエ振 興室長 はい、分かりました。

平林議長

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきまして お諮りいたします。

本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出された意見を 踏まえまして、今後更に専門委員会等で検討いただいて、次回以 降の審議会で答申案を審議していくということにしたいと思いま すが、いかがでしょうか。

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 その他、何かございますか。

宮原自然保 護課長

伊藤園様のお~いお茶ですが、「お茶で信州を美しく。」というキャッチフレーズのもと、売り上げの一部を長野県の環境保全のために伊藤園様から寄付をいただき、霧ヶ峰の草原保全活動に活用させていただいております。昨年は35万円の寄付をいただきました。また、寄付だけでなく、伊藤園様の社員の皆様にも霧ヶ峰で一緒に保全活動をしていただいています。11月1日から12月31日までの2ヶ月の期間において、長野県内で売り上げた一部を寄付いただける予定です。ぜひご購入いただければと思います。よろしくお願いいたします。

平林議長

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。

よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の 務めを終わらせていただきます。

司会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

次回の審議会は来年1月中を予定しております。日程等は 改めてご連絡させていただきます。

それでは以上で本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。